

壬生町中小企業リース経費支援補助金申請要領

I 申請手続き

【受付期間】

令和3年7月1日(木)～12月28日(火)まで ※当日消印有効

【申請方法】

下記申請先まで、持参又は郵送で提出してください。

【申請先】

〒321-0292

壬生町通町12番22号 壬生町経済部商工観光課 宛

【申請書類】

- (1) 壬生町中小企業リース経費支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 添付書類

添付書類一覧

(1)リース契約書の写し	契約書や申込書等の写し (契約期間やリース料が確認できる書類)
(2)業種が確認できる書類	法人の場合、商業登記簿謄本の写し等 個人の場合、確定申告書の写し等で業種がわかる書類
(3)事業用設備等の写真	リースを行っている設備等 (事業所への設備の導入が確認できる書類)
(4)支払いを明らかにする書類	支払明細書の写し、通帳の写し、領収書の写し、振込依頼書の写し等 (リース料を支払っていることが確認できる書類)
(5)通帳の写し	金融機関名、口座名義人、番号等が確認できるもの
(6)セーフティネット保証認定書又は危機関連保証認定書の写し	<u>※壬生町以外で認定を受けた方のみ提出</u> (例:実際の事業所は町内だが、本社登記の住所が町外のため町外で取得した場合等)

Ⅱ 壬生町中小企業リース経費支援補助金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により業績が悪化し、売上高が減少した町内の事業者に対し、事業継続のための支援としてリース経費の一部に対し壬生町中小企業リース経費支援補助金を交付致します。

2 交付額

対象経費に2分の1を乗じた額(上限10万円、1千円未満切り捨て)

※申請は、1事業者につき1回限りとさせていただきます。

交付額計算方法

対象経費 ⇒ リース月額 × 契約月数 …①

交付額 ⇒ ① × 1/2 …②

② と10万円いずれか少ない額

例 リース料:月額3万円、契約月数:3年(36ヵ月)の場合

対象経費 ⇒ 3万円(月額) × 36(ヵ月) = 108万円 …①

交付額 ⇒ 108万円 × 1/2 = 54万円 …②

② 54万円と10万円いずれか少ない額

この場合の交付額は、10万円となります。

※②の計算が10万円を超える場合は、上限10万円の交付となります。

Ⅲ 申請要件

本補助金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 町内に事業所を有していること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (3) 事業の全部若しくは一部が、総務省にて告示された日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)で分類される、大分類D建設業又は大分類E製造業に該当すること。
- (4) 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項(セーフティネット保証)第4号、第5号の規定による市町村長(特別区長含む。)から認定を受けた者、又は同条第6項(危機関連保証)の規定による市町村長(特別区長含む。)から認定を受けたこと。
- (5) 町税の滞納がないこと。
- (6) 今後も引き続き町内で事業を実施する意思のあること。
- (7) 壬生町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、若しくは同条第2項に規定する暴力団員、又は同条第3項に規定する暴力団員等でないこと。

Ⅳ 補助の対象となるもの

生産設備(機械及び装置以外の有形減価償却資産)のうち、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に掲げる車両及び運搬具、工具又は器具及び備品又は別表第2に掲げる機械及び装置であって、申請時にリース契約を結び事業の用に供しているもの。

以下、(1)~(4)に該当するものは、補助の対象外となります。

- (1) リース契約期間が、1年未満の契約であること。
- (2) 事業の用に供さないもの。
- (3) リース契約が、補助対象者の親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は関連会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。)との間におけるリース契約であるもの。
- (4) その他町長が別に定めるもの。

※ 長期レンタルのように、中途での解約が可能なものも対象外とさせていただきます。

V その他

1 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

町のホームページからダウンロード、又は壬生町役場、壬生町商工会で入手可能です。

2 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められた場合に補助金を交付します。

3 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を発送いたします。

4 その他

- (1) 本補助金の交付決定後、虚偽申請等の不正や申請要件に該当しないこと等が判明した場合には、壬生町は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、町に補助金を返還することとなります。
- (2) 壬生町は、補助金の支給前又は支給後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査又は協力金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることがあります。
- (3) この補助金は、確定申告が必要な収入となります。

VI お問い合わせ先

商工観光課商工振興係

TEL:0282-81-1845 【受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日除く)】

FAX:0282-82-1107 Mail:keizai@town.mibu.tochigi.jp